

国民健康保険・後期高齢者医療・生活保護

社会保険被扶養者の皆さまへ

※社会保険被扶養者は特定健診受診券が必要です（受診票に同封している「特定健診・がん検診」もご覧ください）。

特定健診の 尿検査の方法が変わります

特定健診の尿検査は、今年から、健診当日の朝に、自宅で尿検査キットに採尿して、会場に持参していただく方式（事前採尿方式）に変わります。

なお、自宅で尿検査キットに採尿できない場合は、去年までの方式（健診会場で検尿カップに採尿）での検査も可能です。

全国的に事前採尿方式の導入が増えています。

ご理解とご協力をお願いします。

○尿検査キットの配布方法

①保健協力員が訪問した際にお渡しします。

②健康推進課、町民課、各支所の窓口でも配布しています。

※お仕事などで、①②の方法で受け取ることができない方は、健康推進課へご連絡ください。

○採尿方法

・尿検査キットと一緒に渡す「採尿の仕方」で確認できます。

・必ず、健診当日の朝に採尿してください（前日の採尿は✕）。

□問合せ先 健康推進課 電話 0173-82-0288
（深浦町保健センター内（深浦診療所隣り））